

— 静かな夜と空を返せ —

発行日：2014年11月14日

発行者：大沢豊／福本道夫

No.16

# 横田・基地被害をなくす会 NEWS

## 原告団 NEWS

No.7

合同  
発行

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 留守 TEL&FAX：042-542-5625

E-mail：なくす会⇒ yokota\_nakusukai@yahoo.co.jp 原告団⇒ yokota9th@yahoo.co.jp

Web サイト http://www.geocities.jp/yokota\_nakusukai/

発行：横田・基地被害をなくす会，第9次横田基地公害訴訟原告団

※ NEWS は「横田・基地被害をなくす会」と「第9次横田基地公害訴訟原告団」の合同発行です。

### NEWS内容 (CONTENTS)

11月27日第8回弁論に参加を……………	1	横田基地で飛ぶ航空機① オスプレイ……………	5
弁護団紹介（小島先生，佐竹先生）……………	2	全国基地連・沖縄行動……………	5
防音工事の効果は……………	2	写真で見る活動報告……………	6
第7回弁論で原告・原島さんが陳述したこと……………	3	経過報告と今後の予定……………	7
横田基地・日米友好祭見学：コレハ何なのだ……………	4	様々なお知らせ，天欄……………	8

# 11月27日第8回弁論に参加を 10時15分高松駅西側に集合

## 立川地裁 4階 405 法廷で午前 11 時開始

11月27日の次回法廷では，弁護団が防音工事（国が「防音工事の効果が高い」と主張していることに反論）と危険への接近の法理（国の「横田基地の被害があることを知っていて被害地に住んでいる人が損害賠償を主張するのはおかしい」という主張への反論）を主張する予定です。

また，被告国側は，騒音の評価について主張する予定になっています。（コンター＝現在横田基地周辺に引かれている「うるささ指数」を等高線のような線であらわした図＝の引き直しを狙っているようです。また，この間，国は，軍事基地周辺のコンターが民間空港より広く取ってあることから，「もっと狭くしろ」＝民間空港と同等のコンターの引き方＝環境庁方式という＝と主張しています。さらに，昼間は勤務等で被害地にいない原告を基準に被害を判断せよとの主張もしています。）

弁護団を応援する意味でも，被告国に横暴な主張をさせない意味でも，1年間に1回の傍聴を心がけましょう。（事務局）



# 弁護団紹介

## ◇小島啓達弁護士

①弁護士歴30年

(1984年弁護士登録)

②趣味 旅行

③家族 妻と猫3匹

④横田弁護団に参加して思うこと



第9次の横田訴訟をはじめにあって、原告団から将来的損害賠償請求や差止請求の裁判所の壁を突破できる途は開けないのかとの要望が出された。従前の判例に縛られている裁判官の思考を突き動かすことができるのは、透徹した理論より、原告団の切実な被害の実態の訴えであり、弁護団の一員として被害の実態を裁判官に伝える役割を果たして行きたい。

## ◇佐竹俊之弁護士



1987年弁護士登録以後、日の出町廃棄物広域処分場などの建設等差止め訴訟、土地収用や事業認可取消訴訟等や、所沢市のダイオキシン公害調停事件など、公害環境事件を数多く経験してきました。

当事務所が2007年八王子市から立川市に移転してきたことを契機に、事務所をあげて第9次横田基地公害訴訟に取り組むことになり、参加させてもらっています。

相変わらず爆音を立て続ける基地問題の解決は、訴訟を一つの車輪とすれば、住民の強い意思と運動(世論)がもう一つの車輪です。

相手は巨大で無分別ですが、最近の厚木基地判決によってこじ開けられた、一つの突破口をより前進させるためにも、皆さんと手を携えて頑張っていきたいと思います。

# 防音工事の効果は、工事施行年、音源の音量、防音室の位置によって違うようだ

去る11月11日、昭島市の原告宅2箇所、防音工事の効果について検証するための騒音測定を、原告団独自で行った。

これは、被告国側が、準備書面で「防音工事の効果が大きい」ことを主張していることへの反論材料にするため。また、施行年度が古いもので、防音サッシが重いために、窓枠や床が歪んでいるような例で防音効果に疑問がある場合にも、過去の判決では、賠償金計算の際に「防音工事がされている家に住んでいる原告には、1室について〇%を減額する」といった一様な判断がされていることに反論するためでもあります。

測定方法は、防音工事を施行した部屋(閉め切り)、施行していない部屋(閉め切り)、室外の3カ所で騒音測定を行い、比較するというもの。

結果は以下の通りだが、この日のこの時間帯は、たまたま飛行回数が少なく、十分な測定ができなかったこともあり、「参考」として考えてほしい。測定については、いずれ再挑戦する予定だ。

	時刻	防音室	非防音室	室外	機種
A宅	9:45	57.7	54.8	77.9	KC135?
	10:33	57.4	61.0	76.5	C130?
B宅	15:13	47.6	60.0	74.2	C5
	15:37	43.0	50.5	75.7	C17

\*防音室、非防音室、室外の数値単位は、dB(A)。

\*B宅の防音室の数値は目視による。

\*機種で?のつくものは、機種未確認のため?とした。

\*A宅の防音室は、施行年度が古く、サッシを閉めた際の気密度が低いことが明らかに見てとれた。

\*飛行方向は、全て南→北(着陸)

測定結果からのみ推定できることは、A宅では、防音工事施行の意味が全くないこと。B宅では、非防音室に比べて防音室では12~7dB(A)の効果が見られたこと。

さらに分析すると、非防音室でも、14~24dB(A)の防音効果があることがわかった。また、飛行機の位置と防音室・非防音室の位置関係も防音効果に影響を及ぼしているのではないかとの推論もできる。今回の飛行状況は、いずれも滑走路延長線を南→北に着陸。A宅では飛行機は西方向~西から非防音室・防音室が並ぶ。B宅では飛行機は東方向~東から非防音室・防音室が並んでいる。いずれにしても、真上を飛ぶ旋回訓練の影響の調査が必要であることを強く感じた。再挑戦の際はご協力を。(事務局)

## ビデオカメラ貸します

被害の立証に役立つため購入しました。使いたい方は申し出てください。



# 国は、1日でも早く騒音被害をなくす努力をしてほしい

—第7回弁論（9月11日）で原告・原島清さんが陳述したこと—

## 第1 居住歴について

1 私は、平成9年9月15日に、現在の住まいである昭島市美堀町に引っ越してきました。

2 それまでは、立川市一番町に住んでいましたが、近くの昭島市美堀町に移ってきた次第です。

3 実家も立川市曙町で、長年、この地域で過ごしてきました。

## 第2 基地被害について

1 C130という飛行機が、旋回訓練する音がうるさいです。しかも訓練は、3機くらいが続けて飛んでくることが多いです。行ったかなと思うとまた飛んでくるという状況で、なかなか騒音がやみません。ぶつかるのではないかとというくらい低い高度を飛んでいるときもあり、圧迫感もあります。C130の飛行が最も頻度が多く、この騒音に悩まされています。

2 ヘリコプターは通過に時間がかかり、その間ずっと「バタバタバタ」という音が続く、うるさいです。

3 戦闘機の騒音がうるさいのはもちろんのこと、ギャラクシーという大型輸送機の音もうるさいです。戦闘機が上を飛んでいくときは、圧迫感のある高音が響きます。また、離陸するときのジェット噴射の音もうるさいです。ギャラクシーは「ゴォー」というものすごい重低音が轟き、立ちすくんでしまうほどです。また、戦闘機よりも長い時間その音が響きます。

4 地上のエンジンテスト音の「ゴー」という音も、特に朝は響いてきます。

5 飛行機が通過すると、窓が共鳴して震え、窓ガラスに触ると振動が手に響きます。

6 現在の美堀町の住所は、横田基地の飛行ルートであり、立川市一番町に住んでいたときより、相当にうるさいです。

## 第3 生活妨害

1 上に述べたどの飛行機が飛んでも、テレビの音は聞こえなくなります。大事な場面で、聞こえなくなると、我慢して、早く飛行機が通過してくれるのを望むばかりです。

2 家での会話や電話などについても同じことです。

3 私は既に定年退職しており、家で過ごしたり、家の近くを散歩して過ごすことが多いので、絶えず飛行機の騒音にさらされているという状況です。

4 また、ボランティアで週2回、拝島第2小学校の校門前で子供達に声かけ運動をしているのですが、ここは特に滑走路延長線上の真下にあり、うるさいです。

これでは、教室の中での授業もままならないのではないかと思いますし、校庭で体育の授業や行事をしているときにもうるさくてしょうがないだろうと思います。

5 外にいるより家の中にいる方が幾分かは騒音の音は和らぎますが、9～11月、4～6月頃は、窓を開けて過ごすことが多いので、家の中にも騒音にさらされます。

6 飛行機が通過するときは、どうすることもできず、いらいらしがちです。

## 第4 防音工事

1 私が住んでいる部屋は3LDKの間取りですが、10年程前に4部屋の防音工事がなされています。

2 防音工事とはいいますが、窓枠サッシが加工され、密閉できるようになっているという程度のものです。当然、騒音を遮断できるようなものではありません。

## 第5 最後に

1 これまで何十年にもわたって、横田基地の騒音に悩まされてきましたが、これまではどうしようもないことなのだ、耐えて過ごすだけでした。

2 しかし、今回、昭島の知人から横田基地の騒音被害をなくすための活動をしていると聞き、その一つとして本件訴訟があることを知りました。同じ意思を持つ仲間とともに、騒音被害をなくすため、私も意思表示をし、共に活動したいと思い、本件追加訴訟に原告団として加わりました。

3 今、話題になっているオスプレイが横田基地にも頻繁に飛来しています。

このような状況では、今後も様々な飛行機が配備され、騒音がなくなることはないと思います。

4 国には、基地騒音の実態を真摯に受け止めていただき、その被害を1日でも早くなくすよう努力していただきたいと願うばかりです。



# 初めての横田基地友好祭見学・・・コレは何なのだ！？

## あちこちで見かけた米兵、自衛隊員との記念撮影

### 航空自衛隊は PAC3 発射機までデモ展示

横田・基地被害をなくす会：事務局長 塚本秀男

横田基地周辺に住んでいましたが、役員会の意見をきいて友好祭に初めて行ってきました。

感じたことを報告させていただきます。(写真を参照下さい)

第一に、入場チェック。若い男性をねらい打ちした BODY CHEKE。ピックアップされてしまった入場者に対する執拗な身体チェックが念入りに。自分はパスしたが、緊張感が走る。

第二に、地元からの参加者は少ない？ 入場ゲート脇に自転車置き場が用意されていましたが、空きスペースはかなりありました。駐輪自転車は 300 台程度でしょうか？

国道 16 号線沿いや五日市街道沿いには観客の帰りを待つ観光バスがゾロゾロ。バス会社や自衛隊関係者らの動員が有ったことが推測される。

第三に、模擬店の値段の高さに仰天。いわゆる「てきや」さんの出店によって会場の大半は占められていました。

「安くて 500 円、何でこんなに高いの？」 あちこちから不満が聞こえてきていました。

第四に、米兵や自衛隊員と入場者とのあちこちでの記念撮影。正直にとまどいました。

母親にせかされて米兵とツーショットされる子ども、若き米兵と V サインしながら写真を撮る中年女性など複雑な感慨を覚えてしまいました。二十歳前後の女性達の「ノリノリ」場面にも出くわしました。

第五に、しかしです。展示されている軍用機に関するキャプションが有りませんでした。写真撮影の背景にある軍用機の紹介がほとんどないのです。さしたる紹介の要望がなかったのでしょうか。

第六に、パトリオット PAC-3 が展示が強行されました (9/6 のみ)。余り報道されていませんでしたが、ゆゆしき問題です。

オスプレイ問題など警戒心を強める活動が問われています。



オスプレイに行列

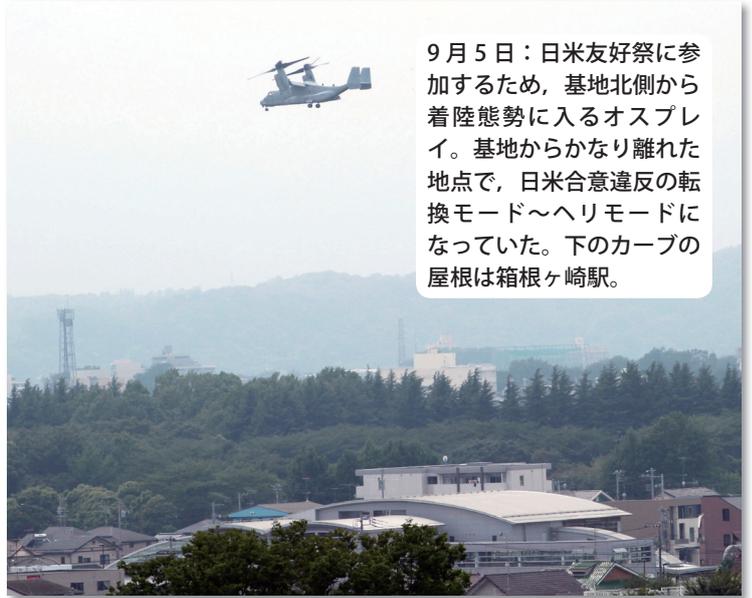
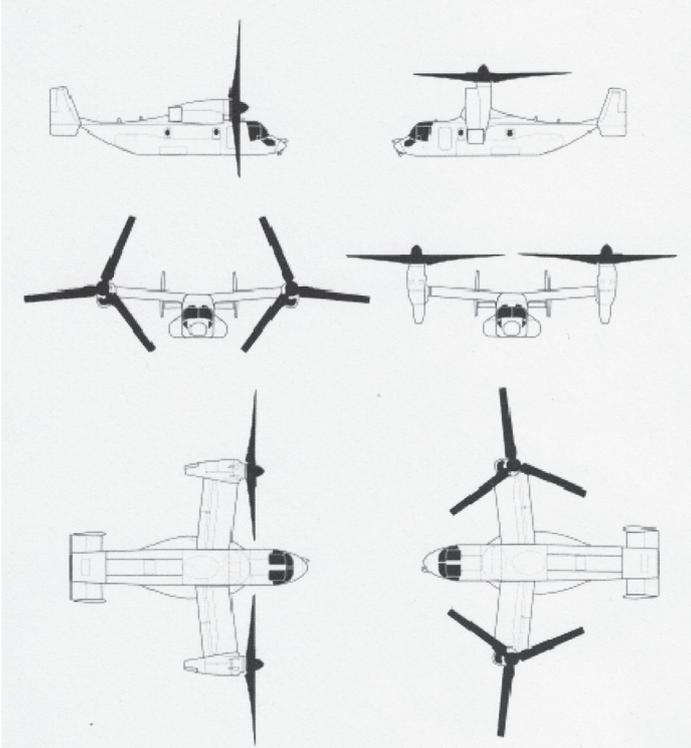


パラシュート降下訓練=見せ物です



自衛隊機もたくさん来ていました

# 横田基地で飛ぶ航空機①：オスプレイ (MV-22)



9月5日：日米友好祭に参加するため、基地北側から着陸態勢に入るオスプレイ。基地からかなり離れた地点で、日米合意違反の転換モード～ヘリモードになっていた。下のカーブの屋根は箱根ヶ崎駅。



沖縄・普天間基地に配属されており、今年7月から毎月横田基地に飛来しているMV-22オスプレイ。全長約17.5m、全幅約25.5m、乗員4名、乗客24～32名、最大速度565km/h。MV-22は海兵隊仕様で兵員輸送が主任務だが、横田基地に来年配備を噂されるCV-22は空軍仕様のもので、特殊任務に使用される機種のため事故率はMVより数倍高い。

## — 全国基地爆音訴訟原告団連絡会議 — 事務局長会議～沖縄支援行動の取り組み

11月4日～5日に、全国基地連の仲間が沖縄に集まり、話し合いを持ちました。

4日に行われた事務局長会議での主な議題は、①裁判と並行して行う政府交渉の要求をどのようにするか。実効性のある交渉を行うためにどうしたらよいのか。②各原告団からの報告等 でした。

①については、来年1～2月の実現を目指し、②では、各原告団の課題などについて議論が行われました。

各原告団からの報告では、地裁判決後の控訴審が11月27日(私たちと同日開催)に始まる厚木訴訟で、高裁裁判官が来年5月にも結審したいとの意向を示したことに

驚きました。また、各基地原告団からの報告から、横田基地でのオスプレイ飛来問題やパラシュート降下訓練に見られるように、「訓練や被害のバラマキ」を全国規模で行おうとしている政府や米軍の意図・行動が明らかになってきました。

また、5日には、普天間基地の移転先として新基地建設が進む辺野古で反対運動を続ける住民支援(基地ゲート前座り込み)、そして、沖縄の2原告団からの要請もあって、県知事選で辺野古新基地建設反対をとる候補者の選挙運動支援も行ってきました。私たちは、原告団2名・なくす会1名の計3名が参加しました。(事務局)

# 写真で見る活動報告



8/29 日野・八王子側（南側）から横田基地に着陸態勢に入ったオスプレイ。日米合同委員会合意事項破りの転換モードからヘリモードになりかけている。00番機は隊長機で尾翼が赤い。下の煙突は昭島市清掃センター。



11/4 全国基地連事務局 長会議（第3次嘉手納原告団事務所）



11/5 辺野古の浜・テント前で説明を聞く全国基地連のメンバー



11/5 沖縄県知事選・翁長候補選挙事務所、選対本部長を激励する全国基地連・藤田代表



11/5 キャンプ・シュワブゲート前でのデモ行進。



フェンスで分けられた辺野古の浜

11/11 防音工事効果を調査するための騒音測定（室外）



## 爆音カレンダーについて

原告団の方には、爆音カレンダー12月～2月分をお届けします。簡単に記録できるものです。原告全員で取り組みれば貴重な記録になります。ぜひ記入して、原告団に届けてください。



9/28 立川基地・防災航空祭：広島の大津波被害の頃でした。横田基地関連ではないが、これだけヘリが集まると、かなりうるさい。

## 経過報告と今後の予定 (2013年8月23日～)

### △▽△▽△オスプレイ関連事項△▽△▽△

- \* 8/23：第四次厚木爆音訴訟控訴審に勝利し米軍機の飛行差し止めを求める8.23 神奈川集会
- \* 9/2：オバマ大統領宛はがきについて・9/11 法廷参加呼びかけの文書を会員・原告に送付
- \* 9/2：厚木爆同の10/25 基地調査下見
- \* 9/3：なくす会・原告団Webサイト更新打合せ
- \* 9/4：19時～なくす会+原告団役員会議
- \* 9/6・9/7：日米友好祭（横田基地開放日）
- \* 9/11：第7回弁論と進行協議
- \* 9/25：弁護士+原告団会議
- \* 9/27-28：弁護士・厚木勉強会
- \* 9/28：立川基地・防災航空祭
- \* 10/2：19時～なくす会+原告団役員会議
- \* 10/21：横田基地の整理・縮小・撤去を求める三多摩集会
- \* 10/25：厚木爆同基地調査（基地案内）
- \* 10/25：横田基地もいらない！10.25 市民交流集会
- \* 10/29：弁護士+原告団会議
- \* 11/4：全国基地爆音訴訟原告団連絡会議事務局長会議
- \* 11/5：辺野古支援・沖縄県知事選応援
- \* 11/6：なくす会+原告団役員会議
- \* 11/8：西多摩教組基地案内・学習会（案内と講師）
- \* 11/11：防音工事効果確認・騒音測定調査（2原告宅）
- \* 11/14：NEWS 発行～送付
- \*\*\*\*\* 【以下は予定】 \*\*\*\*\*
- \* 11/8-19：日米共同統合訓練（自衛隊員3万人+米軍1万人が参加）が全国各地で行われる
- \* 11/27：第8回弁論と進行協議
- \* 11/30：三鷹市の福祉を進める女性の会の基地案内
- \* 2015.1/29：第9回弁論と進行協議

- \* 8/28：防衛省より、基地周辺市町に「オスプレイが8/31の防災訓練に参加するため8/29に飛来」通告
- \* 8/29：0955 普天間→1157 岩国着・1300 頃岩国発→1447 厚木上空→1452, 55 横田着
- \* 8/31：12:35 オスプレイ 2 機離陸～厚木上空～伊豆大島～13:30 頃 2 機が横田着陸, 13:52-56 基地周辺を 1 機が旋回
- \* 9/2:1008 オスプレイ 2 機が横田離陸～1202 岩国着陸・1313 岩国離陸～普天間へ
- \* 9/3：第9次+第2次新横田で外務・防衛・北関東防衛局にオスプレイ抗議文送付
- \* 9/5：13:02,13:05 オスプレイ 2 機飛来
- \* 9/8：9:51,9:53 帰投
- \* 9/30：オスプレイ 6 団体連絡会
- \* 10/1：ペルシャ湾で米軍のMV-22 オスプレイがバランスを失う事故～1名死亡
- \* 10/5：オスプレイ飛来反対集会
- \* 10/19：オスプレイ飛来反対集会
- \* 10/19：和歌山県潮岬の防災訓練で、オスプレイ離陸時に芝生が焼け焦げる事故
- \* 10/24：オスプレイ 3 機飛来
- \* 10/25：オスプレイ 1 機横須賀との往復。1 機厚木上空で旋回訓練～横田着陸～百里の観閲式へ
- \* 10/26：百里に行ったオスプレイ横田に戻る
- \* 10/27：オスプレイ 2 機, 岩国経由で普天間に戻る
- \* 10/28：オスプレイ夜間飛行（19：30 頃）
- \* 10/29：オスプレイ 6 団体連絡会打合せ
- \* 10/31：オスプレイ夜間飛行の可能性あり
- \* 11/1：残ったオスプレイ 1 機が帰投
- \* 11/6～：みちのくアラート 2014 にオスプレイ参加
- \*\*\*\*\* 【以下は予定】 \*\*\*\*\*
- \* 11/25：19時～オスプレイ対策 6 団体連絡会

## 住所変更の場合は、 必ずご連絡ください

なくす会会員と原告団の皆様へ…住所変更がある場合は、必ずお知らせください。特に、原告の方で家族に移動がある場合は、今後の立証に重大な影響がありますのでご注意ください。なお、連絡は、事務所 FAX、事務所留守電、事務局電話（090-4951-0800 福本携帯）をお願いします。

## 緊急連絡先

事務所は、当分の間、2日に1回はFAX、留守電の確認をしており、メールは毎日確認をしています。御用の方は留守電に連絡先電話番号・お名前を録音するか、FAX、メールでお願いします。お急ぎの方は事務局・福本（携帯 090-4951-0800）までご連絡ください。

## アドレス通知のお願い

なくす会会員・原告の方でメールアドレス（携帯・パソコンどちらでも可）をお持ちの方へお願いです。以前お知らせいただいた方は2度手間で申し訳ないのですが、当方で全員分を打ち込むのは困難なため、以下アドレスに「なくす会〇〇です」「原告〇〇です」の断り書きを入れたメールをください。今回のオスプレイ問題のような緊急事態に対応するためのお知らせをメールにてお送りします。  
横田・基地被害をなくす会：yokota\_nakusukai@yahoo.co.jp  
第9次横田基地公害訴訟原告団：yokota9th@yahoo.co.jp

▶新しい追加原告を迎えて、裁判の傍聴席の賑わいが少々回復した。9月11日の第七回公判

## 天欄

原告Nさんは、記録用紙がしっかり使われているとわかってうれしそうだった。▶ちょっとし

では、新しく原告になった昭島市堀向の原島さんが緊張の面持ちで意見陳述を行った。原島さんの住む堀向地区は滑走路南端の飛行直下の地域である。C-130輸送機の繰り返される編隊飛行、ヘリコプターの長く続く神経を苛立たせる騒音、ギャラクシーの立ちすくんでしまうような地を揺るがす爆音、戦闘機の圧迫するように頭上を襲う高音、ジェット噴射……。その下で暮らしながら、ボランティアで近くの小学校の子どもたちの見守り声かけ活動をやっている。子どもたちが気の毒だと思う。10年前に4室の防音工事をしたが騒音は遮断できなかった。おまけにオスプレイがやってくることになり、ついに堪忍袋の緒が切れて原告になった。短い公判後、弁護士・事務局が進行協議から帰るまでの間、1階の待合室で感想を言い合った。何よりも原告が体験している被害を生（ナマ）の声で聞けるのが貴重である。この日も、「頭上を飛ぶ軍用機を打ち落としたいと感じることがある。」「エンジンテストの音がうるさい。北から風が吹くと昭島では本当に辛い。」「瑞穂で育ったが小さい頃、家の畑から横田基地が見えた。今は市街化が進み、被害を受ける人もずっと増えている。」「裁判は余りに形式的だ。騒音地域に官舎を作って裁判官が三年位住むべきではないか。」などの意見が出ていた。ある人が「団から送られてきた騒音カレンダーの記録をつけている。日常的な騒音に慣れてしまっている自分に気づいた。」と発言した。▶公害訴訟の初期、多くの家々が移転して森の中に残された病気がちの原告が、寝起きの毎日、丹念に騒音記録をつけていた。その貴重な活動の紹介をしながら、初代の福本龍蔵団長が涙を浮かべていたのを思い出した。騒音には慣れてしまうものだ。慣れてしまうのも被害なのである。記録をつけることによって、騒音を意識し、被害を明らかに知ることができる。基地の存在がいかに非人間的なものであることがわかってくる。傍聴に来ていた記録紙の作成者、芸術家である立川の

た立ち話に近いこの1階での話し合いを、裁判所は「止めろ」と言ってきたそうだ。東京地裁立川支部は立派な、そして広い建物である。税金がかなり使われている。裁判所は決してお上の専有物ではない。ここを訪れる裁判当事者や傍聴人も裁判所を使う主人公である。だから「止めろ」なんて言わずに、話し合いができる空間をちゃんと用意してくれてもいいんじゃないかしら？ ▶現在の裁判では、被害を原告側が立証しなければならない。しかも原告側自身が行った測定結果は証拠として採用されないのが普通だ。たとえば立川では市当局が行っている騒音測定結果を提供してもらって被害を立証する手立てをとっている。だが、市当局は公の資料を秘密保護法を盾に、あるいは秘密保護法に抵触するのを恐れて資料提供を行わなくなる可能性がある。そうなったら、被害の科学的な立証は不可能になるだろう。すでにその兆候は進みつつある。主権者の自治が基本のはずの地方自治体の姿勢が、大きく『お上』としての意識に変わりつつある。▶たとえば砂川秋まつりでは地元自治会長と子ども会の団長に毎年招待状を送ってきた。しかしここ数年『個人情報である』と言って、公の役職である自治会長の氏名と郵送先を教えてくれなくなった。情報はお上が独占し、下々には知らせない、あるいは都合のよいように操作した情報を上意下達方式で流すだけ、という方向に向かいつつある。ここでは、自治会長が地元で行われているさまざまな行事や試みを知らなくてもよい、という考え方が貫徹されはじめている。自治会長は地元の実情を把握し、必要なことを行うのではなく、上からのお達しを知らせる、あるいはお上の都合のよい秩序維持の道具になりつつある。▶同じように、秘密保護法のもとで、自治体は国のやることの被害の実情を把握し住民側にたって対処するのが仕事ではなく、国のやることを地元で周知させかつその目的を理解させるのが任務になっていくだろう。(K)